

兵庫県稲美町農業委員会
令和 7 年 1 1 月定例会会議録

1 開催日時 令和 7 年 1 1 月 2 5 日（火） 1 3 時 2 5 分～ 1 4 時 1 0 分

2 場 所 稲美町役場 本館 3 階 3 0 3 会議室

3 議 事

報告第10号「農地法第 4 条第 1 項の規定による届出について
（専決処理）」⇒承認（1 件）

報告第11号「農地法第 5 条第 1 項の規定による届出について
（専決処理）」⇒承認（1 件）

議案第32号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
⇒許可（3 件）

議案第33号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見につ
いて」⇒許可相当（1 件）

議案第34号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見につ
いて」⇒許可相当（1 件）

議案第35号「農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見につ
いて」⇒同意（全件）

4 出席委員（1 4 名）

1 番・上田尚秋	2 番・山田和美	3 番・坂元三郎	4 番・上田眞由美
5 番・井澤 守	6 番・山口 透	7 番・前田和毅	8 番・坂本英正
9 番・長谷川高義	10 番・赤松聖美	11 番・魚住龍平	12 番・松井義輝
13 番・船岡重夫	14 番・田中 茂		

5 欠席委員（なし）

6 事務局

農業委員会事務局：局長 畠 邦彦 課長補佐 中川 剛

7 議事録署名人

2 番・山田和美 3 番・坂元三郎

8 議 事

事務局： それでは、ただいまから令和 7 年 1 1 月定例会を開会いたします。
開会にあたり、稲美町農業委員会 坂本会長からご挨拶を申し上げます

ます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございました。

それでは、早速議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしくお願いします。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員全員が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、本日の会議の議事録署名委員を議長から指名いたします。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、2番・山田和美委員、3番・坂元三郎委員の両名をお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしくお願いします。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、報告第10号～第11号及び議案第32号～第35号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議 長： それでは、報告第10号「農地法第4条第1項の規定による届出について(専決処理)」を議題といたします。届出件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町中村字八反坪

地 目： 畑 (天満小学校北西、土地区画整理区域内)

面 積： 1 5 4 m²

転用目的： 住宅用地

土地利用計画： 整地し、住宅用地とする。雨水は北側道路側溝へ放流、汚水は北側道路に埋設の公共下水に接続される見込み。

専決処理： 令和7年11月19日

議 長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の住宅用地への転
用で、稲美町農業委員会として既に令和7年11月19日付けで受理
通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長： それでは、報告第11号「農地法第5条第1項の規定による届出につ
いて(専決処理)」を議題といたします。届出件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町国岡字前條

地 目：田 (国岡交差点北西方)

面 積：1, 246 m²

権利の種類：所有権

譲渡人：地元所有者他2名 (1/3ずつの共有)

譲受人：不動産賃貸業者

転用目的：共同住宅用地

土地利用計画：造成し、共同住宅1戸を建築する。雨水は南側道路側
溝へ放流、汚水は南側道路に埋設の公共下水に接続。

専決処理：令和7年11月19日

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の共同住宅用地へ
の転用及び所有権の移転で、稲美町農業委員会として既に令和7年1
1月19日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願いま
す。

議長： それでは、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請につい
て」を議題といたします。申請件数は3件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町野谷字新辰	田	2, 159 m ²
新辰	田	1, 148 m ²
新辰	田	2, 376 m ²
中割	田	703 m ²
東岡	畑	123 m ²
(相生池南東方) 5筆合計		6, 509 m ²

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住の所有者

譲受人：町内在住の兼業農業者

農機具：トラクター・軽トラ（借り受け）コンバイン・田植機・乾燥機

栽培作物：水稻

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大村委員です。申請地は、すべて適正に管理されており問題のない農地ですとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和7年11月19日13時30分～16時30分までの間、12番・松井義輝農地担当副会長補佐、1番・上田尚秋委員、3番・坂元三郎委員及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

3番・坂元委員： 申請地のうち水田については、きれいに鋤きこまれ管理が行き届いていました。畑については、一部に果樹や庭木が作付けされ適正に管理されていました。また、譲受人の経営地である印南の圃場も確認しましたが、稲刈り跡で適正に管理されていたので、今回の申請地についても今後適正に管理されていくものと見込まれます。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号2」「番号3」は、譲受人が同じですので、一括審議にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長： 異議なしと認めます。

「番号2」「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所在地：稲美町加古字六軒屋北

地目：田

面積：2,047㎡（六軒屋池西方）

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住の所有者

譲受人：町内在住の専業農業者

農機具：トラクター・コンバイン・田植機

栽培作物：野菜苗

「番号3」

所 在：稲美町加古字六軒屋北

地 目：田

面 積：1, 583 m² (六軒屋池西方)

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住の所有者

譲受人：町内在住の専業農業者

農機具：トラクター・コンバイン・田植機

栽培作物：野菜苗

議 長： 「番号2」「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は福田宜克委員です。申請地は、ともに稲刈り跡で適正に管理されている問題のない農地ですとの報告をいただいています。

議 長： 「番号2」「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

3番・坂元委員： 申請地はともに稲刈り跡で問題のない農地です。今回、開発による立ち退きの代替地としての取得と聞いており、また譲受人は専業農家でもありますので、引き続き適正に管理されていくものと見込まれます。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めす。

【全員挙手】

議 長： 全員賛成ですので、「番号2」「番号3」は申請のとおり許可することに決定します。

議 長： それでは、議案第33号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町六分一字西岡 （下女池北西方）

地 目：田 （現況：宅地）

面 積：207 m²

申請人：地元所有者

転用目的：住宅用地

土地利用計画： 申請地は、昭和60年の所有者の居宅建築時に造成し、住宅用地及び庭として今日まで使用。

※ 始末書添付

※ 建築基準法第12条報告済み

議 長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大西幸一委員です。申請地の北側は農道、東側は水路、南側は宅地、西側は町道と接している。転用による農業用水・排水や周辺農地、道路への影響はないとの報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

12番・松井委員： 申請地は、住宅の敷地及び庭用地となっており、転用による周辺農地や農業用排水、道路への影響はないものと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議 長： それでは、議案第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町印南字上場 （葡萄園池北方）

地 目：田

面 積：464 m²

権利の種類：使用貸借権

譲渡人：地元所有者

譲受人：町外在住者２名（譲渡人の娘夫婦）

転用目的：分家住宅

土地利用計画：盛土造成し、住宅１戸建築する。出入りは西側から。

雨水は南側道路に埋設の雨水管に接続、汚水は南側道路に埋設の集落排水に接続。

令和７年、農振除外

※都市計画法第４３条第１項の規定による建築物の新築許可申請書受付済み

議長：「番号１」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：地元最適化推進委員は中岡委員です。申請地の東と北側は農地、西側は町道、南側は農道と接している。転用による農業用水・排水や周辺農地、道路への影響はないとの報告をいただいています。

議長：小委員会から調査結果を報告願います。

１番・上田委員：申請地は、稲刈り跡で問題のない農地です。雨水は南側道路に埋設の雨水管へ接続、汚水は南側道路に埋設の集落排水に接続されますので、転用による周辺農地や農業用排水、道路への影響はないものと思います。また、転用後に残る農地についても給水と排水の確保ができており、問題ないと思われます。

議長：説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長：特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号１」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：全員賛成ですので、「番号１」は申請のとおり、転用及び使用貸借権の設定について、許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長：それでは、議案第３５号「農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見について」を議題といたします。

なお、本議案では 番・委員が農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限に抵触しますので、委員の退席を求めます。

（〇〇委員 退席）

では、事務局に説明を求めます。

事務局：この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定により、公益社団法人ひょうご農林機構から農業委員会の意見を

求められているものです。

農用地利用集積等促進計画の概要

利用権の設定をする者（借受者）	10件
利用権の設定をする者（貸付者）	14件
利用権の設定をする土地（筆数）	24筆
利用権の設定をする土地（面積）	26, 233㎡

「各筆明細」権利を設定する土地の明細は各自お目通しください。

議長：説明は終わりました。

最適化推進委員から意見や報告はありましたか。

事務局：最適化推進委員からの意見、報告は、ありませんでした。

議長：委員方でご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長：委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。

農用地利用集積等促進計画案において、賃借権の設定等を受けようとする者について「異議なし」とする委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：全員挙手ですので、農用地利用集積等促進計画案において、賃借権の設定等を受けようとする者について「異議なし」の意見書を提出することといたします。

退席中の委員は自席にお戻りください。

（〇〇委員 自席に戻る）

議長：以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。

委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和7年11月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調製する。

令和7年11月25日

議長 坂本英正

委員 山田和美

委員 坂元三郎